

11.1 愛知県

県では、平成12年の東海豪雨災害の教訓を基に、災害時の迅速で正確な被害状況の把握とそれに基づく応急対策を行うため、県、市町村、防災関係機関が災害関連情報をリアルタイムで共有できる防災情報システムを整備した（平成14年度）。

今回の災害が防災情報システムの本格的に運用する事案となったが、市町村が入力する被害情報を共有する仕組みも被害の大きな市町村では当面の応急対策が優先し、防災情報システムに被害状況などの災害情報を入力することができず、また、遅れたりなどして十分に機能できない事例があった。

さらに、県においても防災体制を見直しし、20年4月運用を始めた矢先に、今回の災害が発生したことから、事前の研修・訓練などによる要員の習熟度不足で新たな機能として制度化した市町村への人的支援の仕組みや部局間の情報の共有化のための伝達のあり方などに課題を残した。

また、深夜・未明に災害が発生したことや局地的な気象の急激な変化があったことなどから、迅速かつ正確な被害状況等の把握に時間を要するなどの問題も生じた。

平成20年8月末豪雨災害の教訓を基に、方面本部の災害時の現場即応体制、市町村に対する県の支援体制などの仕組みの再点検を行い、今回のような「ゲリラ豪雨」と言われる大雨に対しても十分対応できるよう制度変更も含め、検討を進めている。

第11節 平成20年8月末豪雨での教訓

11.2 岡崎市

平成20年8月29日深夜に岡崎市を襲った「平成20年8月末豪雨」の主な教訓（反省点）と、教訓（反省点）に基づく、対策は下記のとおりである。

(1) 情報伝達機能、特に住民への同報機能の不足、不備

深夜、短時間での住民への避難行動を促す避難勧告の情報伝達が不十分だった。特に住民に緊急防災情報を伝達する同報機能の強化、迅速化、多重化・輻輳化の推進と、住民が普段利用する慣れ親しんでいる情報ツールでの情報伝達機能強化が喫緊の課題となった。

<対策>

① 防災ラジオ整備 (H20.10～) 図 11.2.1

災害時に自動的にスイッチが入り最大音量と光で災害緊急情報をお知らせする防災ラジオを町防災防犯協会、避難所、防災関係機関、消防団、民生委員等に整備するとともに、床上浸水世帯にお見舞い品として配付。希望する市民にも1台2千円で平成21年度有償配付。

② 緊急速報エリアメールの導入 (H21.4～) 図 11.2.2

携帯電話に避難勧告などの緊急情報をメールで一斉に送信するエリアメール (NTT ドコモのサービス) を導入。(通信料、登録不用)

③ 水位計・浸水計と連動した警報装置 (サイレン) の設置 (H21～) 図 11.2.3

水位上昇、内水氾濫などの緊急情報をいち早く地域住民に伝える、河川の水位計、道路の浸水計と連動した自動警報装置 (サイレン) の設置を、浸水実績地域8地区13箇所で開催。(平成22年春稼働予定)

④ デジタル防災行政無線整備 (H21・22)

災害時に有線による通信回線 (電話など) がストップした場合を想定して、全市的なデジタル防災行政無線を2箇年で整備。

(2) ゲリラ豪雨時の避難行動、避難方法の不備

避難勧告基準設定河川 (矢作川、乙川、広田川) の水位には全く異常がなく、土砂災害の避難勧告基準 (累積雨量 250 mm) に達しない中で、中小河川の氾濫、殺到する被災情報、ほぼ全市に発令された土砂災害危険度情報に基づき、避難行動をとるように全市に避難勧告を発令したが、その内容を十分に市民に周知することができなかった。

① 風水害時における、避難準備情報、避難所開設、そして避難勧告等の一連の流れが適用できなかった。

② 避難勧告と避難所開設の担当者への指示が同時になり、避難所開設 (98 箇所) に時間を要した。(平均参集時間 午前3時30分 勧告の1時間20分後)

③ ゲリラ豪雨時には、極めて短時間での避難行動が必要となったが、同豪雨は中小河川の氾濫を含む内外水氾濫であり、全ての浸水世帯が避難所に避難する必要がなく (逆に、深夜の道路冠水時に外にでることによる二次災害の発生の恐れ有)、個々の住民により、異なる避難行動が必要。

<対策>

① ゲリラ豪雨等に即応した「緊急待避所」(避難行動) の導入 図 11.2.4

「緊急待避所」の新設等地域防災計画の見直し (H21.3)

② 防災マップの全世帯配付 (H21.7)

8月末豪雨の浸水実績図や「緊急退避所」(避難行動) を記載した防災マップの全世帯配付

③ 避難勧告等伝達マニュアルの見直し

第11節 平成20年8月末豪雨での教訓

(3) 土砂災害警戒情報の活用方法と精度

29日午前1時30分に名古屋地方気象台が岡崎市に土砂災害警戒情報を発表した。午前2時の段階で、ほぼ全市域に県の土砂災害危険度情報のレベル3・4（避難勧告等による避難）が県ホームページで公表される中、実際の被害は市中心部の平野部の伊賀川等に発生し、ゲリラ豪雨時の土砂災害警戒情報の活用方法とその精度が大きな課題となった。

<対策>

- ① 市の防災情報システムによる土壌雨量指数（500mmメッシュ）データの蓄積とその活用
- ② 県、気象庁の土砂災害情報との連携、精度向上

(4) 地域防災力の更なる向上

8月末豪雨時には、一時に同時多発的（ゲリラ的）に被害が発生しており、地域住民による地域防災力の更なる向上が不可欠。

<対策>

- ① 各小学校区に地域防災連絡員（市中堅職員）を配置（H21.4～） 図11.2.5
災害時における市と地域との連絡体制強化を目的に、地域に住む市職員を地域防災連絡員に任命し、各小学校に1名配置。計50人の地域防災連絡員は、災害時に各地域で災害時の連絡・調整に当たる。
- ② 地域総合防災訓練の実施（H21.8～）
地域毎に地域住民参加による全市的な地域総合防災訓練を実施。
- ③ 町作成防災マップの印刷支援 図11.2.6

(5) 災害対策本部機能の強化と地域との連携

- ① 防災拠点である市庁舎の被災による災害情報収集機能の低下（電話交換機（PBX）の浸水による不通、西庁舎の停電等）と、殺到する災害情報による電話の輻輳により、災害現場の情報収集、被害状況の把握が困難を極めた。
- ② 深夜、異常降雨の中での職員全員招集
深夜の異常降雨の中、全職員（第4非常配備 3,218人）を非常招集したが、既に道路が冠水し、職員の自家用車62台（人）が、本部参集時に水没するなどのため初期体制に遅延が発生

<対策>

- ① 電話交換機（PBX）の移設（新庁舎7階 H20.12）
- ② 市と地域との防災ホットライン（20回線）の新設（H21.1）
- ③ 災害フォトシステムの試行的導入（H21.4～）
- ④ 避難所運営本部の新設等災害対策本部活動要領の見直し（H21.4）

(6) 報道機関の功罪（災害対策本部内に報道機関、災害対策に支障）

災害初動期に、災害対策本部内に報道機関が入り、災害対策に支障が発生した。

逆に、県の高度情報通信ネットワークを利用した避難勧告が発令から早期に報道されるなど災害時の報道に大きな力を発揮した。

<対策>

- ① 記者発表場所の見直し（別フロアに設置）
- ② 定期的な記者発表の実施と報道担当セクションの明確化

防災ラジオ



図 11.2.1 防災ラジオ整備

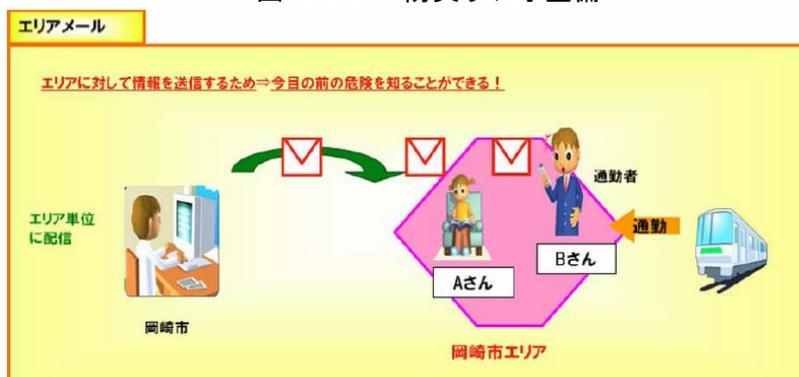


図 11.2.2 エリアメールの活用

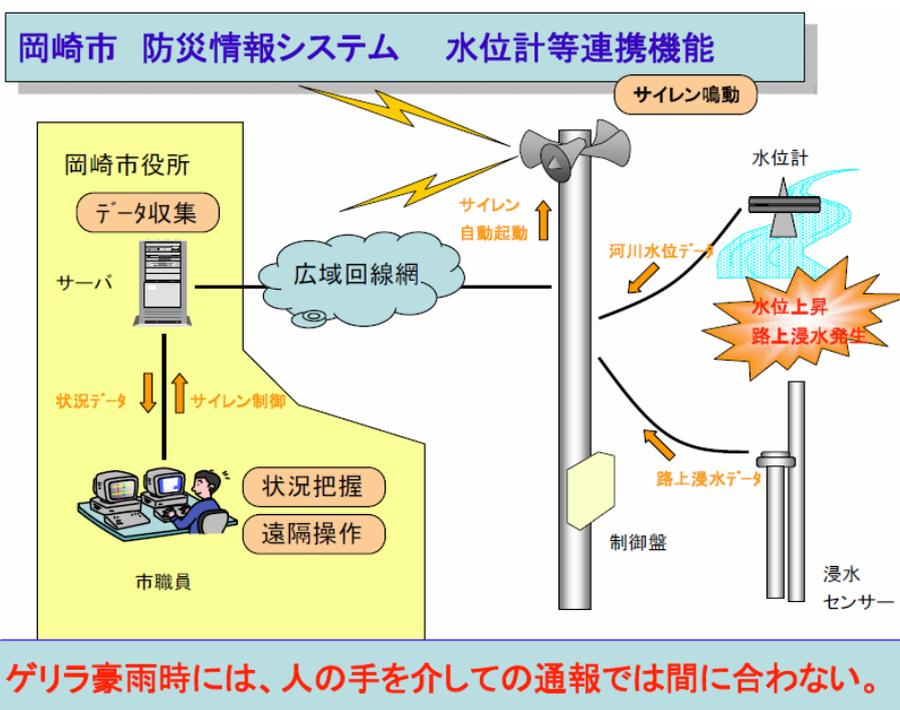


図 11.2.3 防災情報システム

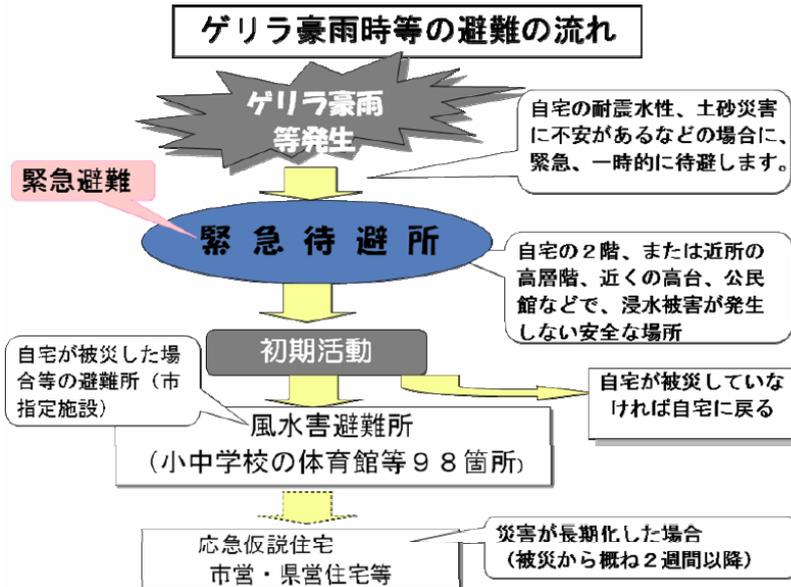


図 11.2.4 ゲリラ豪雨時の避難の流れ

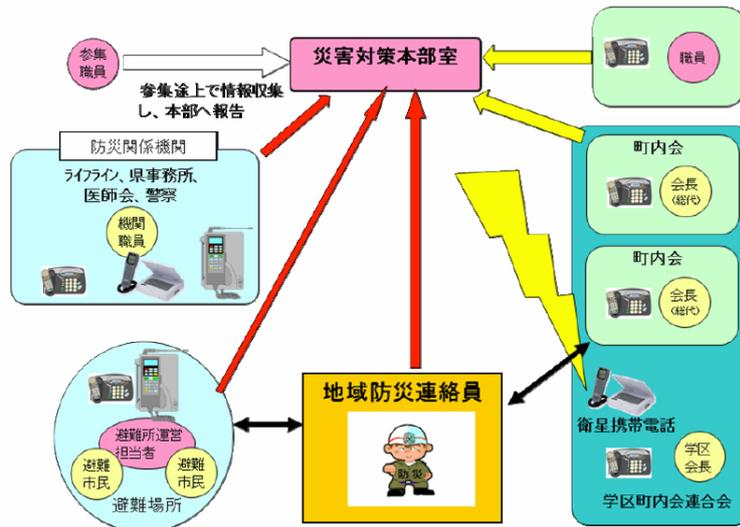


図 11.2.5 地域防災連絡員の配置



図 11.2.6 防災マップ